県 章

# 山形県公報

令和2年10月27日(火) 第150号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示

# 教育委員会関係

規 則

〇山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則……………………………… 同

# 選挙管理委員会関係

告 示

○山形県知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び 当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数…………………………1093

公 告

○令和3年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集……(教育委員会)… 同

告 示

# 山形県告示第735号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の2の6第1項の規定により、次のとおり 産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。

なお、関係書類は、環境エネルギー部循環型社会推進課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において令和2 年11月27日まで縦覧に供する。

令和2年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社エコス米沢

米沢市大字簗沢7028番地の1

代表取締役 金子尚人

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

米沢市大字簗沢字中山南7028番1及び7030番20

3 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号ハに掲げる産業廃棄物の最 終処分場

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず及びコンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)並びに陶磁器くず、鉱さい、がれき類並びにばいじん(これらのうち石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物であるものを除く。)

5 申請年月日

令和2年9月1日

6 その他

この告示に係る産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、次に掲げる事項を日本語で記載した 生活環境の保全上の見地からの意見書を、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事 に提出することができる。

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び所在地並びに代表者の氏名)
- (2) 意見の対象となる産業廃棄物処理施設を特定するための事項
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

# 山形県告示第736号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年10月27日から同年11月10日まで縦覧に供する。

令和2年10月27日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 最上小野田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡最上町大字富沢字菅ノ平3781番4から同 大森3785番6まで	ò	(III	22. 0 メートル く 16. 0	メートル 248
同	上		36.0 メートル く 16.0	メートル 252
同	上	新	22. 0 メートル ( 16. 0	メートル 248

# 教育委員会関係

規 則

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年10月27日

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

# 山形県教育委員会規則第14号

#### 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則(昭和41年4月県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。 別表第1中

同	酒田光陵高等学校	工	業	機械	募集停止	
				電子機械	募集停止	
				エネルギー技術	募集停止	を
				機械制御	40	Œ
				電気電子	40	
				環境技術	40	
	同	同 酒田光陵高等学校	同 酒田光陵高等学校 工	同 酒田光陵高等学校 工 業	電子機械エネルギー技術機械制御電気電子	電子機械 エネルギー技術 機械制御 電気電子 40

Г							
	同	酒田光陵高等学校	工	業	機械制御	40	
					電気電子	40	に改める。
					環境技術	40	1

#### 附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

# 選挙管理委員会関係

告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第57号

令和3年1月24日執行予定の山形県知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び 当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について、政見放送及び経歴放送実施規程 (平成6年11月自治省告示第165号)第2条第7項の規定により次のとおり定めた。

令和2年10月27日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷 誠

テレビジョン放送	ラジオ放送				
株式会社さくらんぼテレビジョン	1回				
株式会社テレビユー山形	1回	山形放送株式会社	1回		
株式会社山形テレビ	1回				

# 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年10月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 山形県給与等システム運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県総務部総務厚生課業務システム担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3337
- 3 落札者を決定した日 令和2年8月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 富士通株式会社山形支店 山形市本町一丁目 4番21号
- 5 落札金額 38,160,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定による公告を行った日 令和2年7月14日

令和3年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者を次のとおり募集する。 令和2年10月27日

> 山形 県 教 育 委 員 会 教 育 長 菅 間 裕 晃

# 1 山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程

	~ +÷	全	日	制	0)	課	程	范	ご時制の	の課程	#+. ≑⊓
	学 校 名	討	建 置	量当	之 彩	ŀ	入学定員	設置	学科	入学定員	特記
山形り	県立山 形 東 高 等 学 校	普通 探究			究、[	国際	160 80				一般入学者選抜いないで、理数探究科と国際探究科をあれせて、探究科として
											募集する。
同	山形南高等学校						200				
同	山形西高等学校	理数					200				
同		-					160				
11-3		音楽					40				
同	山形工業高等学校		-			械	40				
			電	子	機	械	40				
			電	気	電	子	40				
			情	報	技	術	40				
			建			築	40				
			土	木	· 化	学	40				
同	山形中央高等学校						160				
		体育.					80	## /×		<i>E</i> → 10	
同	霞城学園高等学校							普通		午前 40 午後 40	
										夜 40	
同	 上山明新館高等学校	普通					160			仅 40	
li a	工品列州和田马丁	農業		料	生	産	40				
		商業		報	経	営	40				
同	天 童 高 等 学 核	総合					160				
同	山辺高等学校	家庭	食			物	40				
			福			祉	40				
		看護				護	40				
同	寒河江高等学校	普通					200				普通科一般コー
											160名、普通科探
											コース40名をそれ・ れ募集する。
同	寒河江工業高等学校	: 丁業	機			械	40				40 新来りる。
h-A	◇□正上末旧 寸于(V	一本		子	機	械械	40				
			情	報	技		40				
同	谷 地 高 等 学 核	普通					80				
同	左沢高等学校						80				
同	村山産業高等学校	農業	農	業	経	営	40				
				業	環	境	40				
		工業				械	40				
					情		40				
		商業	-	通ビ	ジネ	くス	40				7 24 F D ) = 14 = H = 1
同	東桜学館高等学校	普通					200				入学定員に併設す 中学校からの入学
											数も含む。

同	北村山高等学校	総合		120					
同	新庄北高等学校	普通		200	普通		夜	40	普通科一般コース
									160名、普通科探究
									コース40名をそれぞ
	最 上 校	普通		40					れ募集する。
同	新庄南高等学校	普通		80					
		商業	総合ビジネス	40					
	金 山 校	普通		40					
同	新庄神室産業高等学校	農業	食料生産	40					
			農産活用	40					
		工業	機械電気	40					
			環境デザイン	40					
	真 室 川 校	普通		40					
同	米沢興譲館高等学校	普通		120					一般入学者選抜に
		探究	理数探究、国際	80					おいて、理数探究科
			探究						と国際探究科をあわ
									せて、探究科として
									募集する。
同	米沢東高等学校	普通		160					
同	米沢工業高等学校	工業	機械	40	工業	産業	夜	40	全日制の課程にお
			生産デザイン	40					いて、機械科と生産
			電気情報	40					デザイン科、建築科
			建築	40					と環境工学科は、そ
			環境工学	40					れぞれまとめて募集
									する。
同	米沢商業高等学校	商業	総合ビジネス	80					
			情報ビジネス	40					
同	置賜農業高等学校	農業	生 物 生 産	40					
			園 芸 福 祉	40					
			食料環境	40					
同	南陽高等学校	普通		160					
同	高 畠 高 等 学 校	総合		120					
同	長井高等学校	普通		200					普通科一般コース
									160名、普通科探究
									コース40名をそれそ
									れ募集する。
同	長井工業高等学校	工業	機械システム	40					
			電子システム	40					
			福祉生産システム	40					
同	荒 砥 高 等 学 校	総合		40					
同	小 国 高 等 学 校	普通		40					
同	鶴岡南高等学校	普通		160					一般入学者選抜に
		理数		40					おいて、普通科と理
									数科は、まとめて募
									集する。
同	鶴岡北高等学校	普通		120					

同	鶴岡工業高等学校	工業	機			械	40	工業	工業技術	夜	40	
1.3			電	気	雷	子	40					
			情	報	通	· 信	40					
			建	11/4	~	築	40					
			環	境	化	学	40					
同	鶴岡中央高等学校	普通	- 11				120					
' '		総合					120					
同	加茂水産高等学校	-	海	洋	技	術	40					
' '	,,		海	洋	資	源	40					
同	<u></u>	農業	食	料	生	産	40					
			食	品	科	学	40					
同	庄内総合高等学校	総合					120					
同	酒 田 東 高 等 学 校	普通					120					一般入学者選抜に
		探究	理数	汝探3	笔、国	国際	80					おいて、理数探究科
			探乳	宅								と国際探究科をあわ
												せて、探究科として
												募集する。
同	酒田西高等学校	普通					160	普通		昼	40	
同	酒 田 光 陵 高 等 学 校	普通					80					
		工業	機	械	制	御	40					
			電	気	電	子	40					
			環	境	技	術	40					
		商業	ピ	ジネ	ス流	泛通	40					
			ピ	ジネ	ス会	計	40					
		情報					40					
同	遊佐高等学校	総合					40					

※山形東高等学校、米沢興譲館高等学校、酒田東高等学校の「探究科」は、理数に関する学科である理数探究科 と国際関係に関する学科である国際探究科を合わせて募集する場合の総称として記載しています。

# 2 山形県立高等学校通信制の課程

	学 校 名	設置	学科	入学定員
山形!	県立霞城学園高等学校	普	通	120
		服	飾	40
同	鶴岡南高等学校	普	通	80

# 3 山形県立特別支援学校の高等部

学	校 名		受入れ区域		設置等	学科	入学定員
山野川寺山	形盲学校	県	下 一	Н	普	通	若干名
山沙尔立山	万 目 于 仅	坏	Γ —		保健理	里療	若干名
同 山	形聾学校	県	下一	円	普	通	若干名
同 山	形養護学校	県	下一	円	普	通	14
同 米	沢養護学校	米沢市、南	陽市、高畠町、	川西町	普	通	14
同 米	沢養護学校	長井市、小	国町、白鷹町、	飯豊町	普	通	11
西	置賜校						
同ゆ	きわり養護学校	県	下一	円	普	通	若干名
同 鶴	岡養護学校	鶴岡市、庄	内町、三川町		普	通	14
同 酒	田特別支援学校	酒田市、遊	佐町		普	通	14

同	新庄養護学校	新庄市、金山町、最上町、舟形町、	普	通	22
		真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村			
同	村山特別支援学校	山形市、上山市、天童市、山辺町、	普	通	11
		中山町			
同	楯岡特別支援学校	村山市、天童市、東根市、尾花沢市、	普	通	11
		大石田町			
同	楯岡特別支援学校	寒河江市、河北町、西川町、朝日町、	普	通	11
	大 江 校	大江町			
同	上山高等養護学校	山形市、米沢市、寒河江市、上山市、	普	通	24
		村山市、長井市、天童市、東根市、			
		尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、			
		河北町、西川町、朝日町、大江町、			
		大石田町、高畠町、川西町、小国町、			
		白鷹町、飯豊町			
同	鶴岡高等養護学校	鶴岡市、酒田市、庄内町、三川町、	普	通	16
		遊佐町			

- (注) 受入れ区域について特別な事情がある場合には、校長が調整する。
- 4 山形県立高等学校専攻科

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立山 辺 高 等 学 校	看 護	40

5 山形県立特別支援学校の高等部専攻科

学	校	名				受入	れ区域	設置学科		入学定員	
山形県立山	形	盲	学	校	県	下	_	円	理	療	若干名
同 山	形	聾	学	校	県	下	_	円	商業	技術	若干名
									生産	技術	若干名

# 別記1

令和3年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程入学志願要項

# 第1 推薦入学者選抜

1 志願資格

推薦入学を志願することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 令和3年3月に県内の中学校、これに準ずる県内の学校又は義務教育学校(以下「中学校」という。)を卒業する見込みの者のうち、次の条件を満たす者
  - イ 当該学科の学習に対する強い志望があり、目的意識が明確かつ適切であること。
  - ロ 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
  - ハ 当該高等学校が別に定める出願要件を満たしていること。
  - ニ 体育科については、得意運動種目を有すること。
  - ホ 音楽科については、得意領域(声楽、器楽)を有すること。
- (2) 合格した場合は、入学が確約できる者
- 2 通学区域

山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則(昭和24年3月県教育委員会規則第4号)の定めるところによる。

3 対象学科・募集人員 別に定める。

- 4 出願に必要な書類及び提出期間
  - (1) 出願に必要な書類
    - イ 共通に必要な書類
      - (イ) 推薦入学願書
      - (口) 自己推薦書
      - (ハ) 調査書
    - ロ 個別に必要な書類
      - (4) 自己申告書

志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

(2) 提出期間

出願に必要な書類は、令和3年1月22日(金)から同月28日(木)正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

5 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書及び面接並びに必要に応じて実施される適性検査、作文・実技検査、基礎学力検査等の結果を各高等学校で定めた選抜規準に照らし行う。

- (1) 面接、適性検査及び作文・実技検査、基礎学力検査等は、令和3年2月5日(金)に志願先高等学校で受けるものとする。
- (2) 適性検査は、体育科及び音楽科について実施し、作文・実技検査、基礎学力検査等は高等学校長が必要に 応じて実施するものとする。
- (3) 志願先高等学校長は、選抜結果について令和3年2月15日(月)必着で、在籍中学校長宛て郵送する。ただし、合格者の発表は、令和3年3月17日(水)に行う。
- 第2 中高一貫教育における連携型入学者選抜
  - 1 志願資格

中高一貫教育における連携型入学者選抜を志願することのできる者は、令和3年3月に山形県内の連携型中 高一貫教育を行う中学校を卒業する見込みの者とする。

2 対象校

連携型中高一貫教育を行う高等学校(県立新庄南高等学校金山校及び県立小国高等学校)

3 募集人員

入学定員以内の募集とする。

4 出願に必要な書類及び提出期間

出願に必要な書類は、連携型入学願書及び「学習のまとめ」とし、令和3年1月22日(金)から同月28日(木)正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

5 選抜及び合格者の発表

選抜は、学力検査を行わず、「学習のまとめ」及び面接等に基づいて行うものとする。

- (1) 面接は、令和3年2月5日(金)に志願先高等学校で受けるものとする。
- (2) 志願先高等学校長は、選抜結果について令和3年2月15日(月)必着で、在籍中学校長宛て郵送する。ただし、合格者の発表は、令和3年3月17日(水)に行う。
- 第3 一般入学者選抜
  - 1 志願資格
    - 一般入学者選抜を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者であること。
    - (1) 令和3年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程(以下第3において「中学校」という。)を修了(以下第3において「卒業」という。)する見込みの者で、令和3年度推薦入学者選抜又は中高一貫における連携型入学者選抜において合格内定していない者
    - (2) 中学校を卒業した者
    - (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の各号のいずれかに該当する者
  - 2 通学区域

山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則(昭和24年3月県教育委員会規則第4号)の定めるところによる。

- 3 出願に必要な書類及び提出期間
  - (1) 共通に必要な書類
    - イ 一般入学願書
    - ロ調査書
  - (2) 個別に必要な書類
    - イ 自己申告書

志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

口 学区外高等学校志願許可書

県教育委員会に「学区外高等学校志願許可願」を提出し許可を受けたとき。

ハ 県外志願者受入校への届出書及び当該都道府県の公立高等学校を志願しない旨の証明書 「県外志願者受入制度」により、山形県外からの志願者受入れを認められている高等学校に、県外から 志願するとき。

ニ 推薦入学者選抜受検票又は連携型入学者選抜受検票 推薦入学者選抜又は連携型入学者選抜に漏れた者が、同一高等学校に志願するとき。

ホ 推薦入学者選抜願書の写し又は連携型入学者選抜願書の写し 推薦入学者選抜又は連携型入学者選抜に漏れた者が、他の高等学校に志願するとき。

へ 在籍高等学校長の志願承諾書 高等学校に在籍のまま志願するとき。

(3) 提出期間

出願に必要な書類は、令和3年2月19日(金)から同月26日(金)正午までの間、在籍又は出身中学校長等を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

4 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書及び学力検査の成績等に基づき、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

なお、高等学校長は、必要に応じ、自己申告書を選抜の資料として用いることができるものとする。また、体育科及び音楽科は、適性検査の結果を選抜の資料として加えるものとする。

学力検査及び適性検査は次の各号に従い行う。

- (1) 学力検査は、令和3年3月10日(水)に志願先高等学校で受検するものとする。
- (2) 適性検査は、令和3年3月11日(木)に志願先高等学校で行うものとする。
- (3) 合格者の発表は、志願先高等学校において令和3年3月17日(水)に受検番号によって行う。
- 第4 定時制の課程における成人の志願者の選抜
  - 1 志願資格

定時制の課程における成人の志願者の選抜を志願することのできる者は、「第3 一般入学者選抜 1志願 資格」に該当し、令和3年4月1日現在で20歳以上の者とする。

- 2 出願に必要な書類及び提出期間
  - (1) 一般入学願書
  - (2) 出身中学校の卒業証明書
  - (3) 提出期間

一般入学願書及び卒業証明書は、令和3年2月19日(金)から同月26日(金)正午までの間に、志願者が 志願先高等学校長に提出する。

3 選抜及び合格者の発表

選抜は、作文及び面接等に基づいて行う。

- (1) 作文及び面接は、令和3年3月10日(水)に行う。
- (2) 合格者の発表は、令和3年3月17日(水)に受検番号によって行う。

## 第5 注意事項

- 1 入学願書には、入学者選抜手数料として全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円の山形県収入証紙を 貼り、消印はしないこと。
- 2 国立諸学校に合格し、入学する旨報告のあった志願者については、選抜から除外する。
- 3 この要項に定めるもののほか、細部については、令和3年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。

## 別記2

# 令和3年度山形県立高等学校通信制の課程入学志願要項

#### 1 志願資格

高等学校に入学を志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和3年3月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程(以下別記2において「中学校」という。)を修了(以下別記2において「卒業」という。)する見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者。ただし、霞城学園高等学校服飾科については、技能連携を行う教育機関の令和3年度入学予定者に限る。
- 2 募集区域

県下一円

- 3 出願に必要な書類及び提出期間
  - (1) 入学願書

学校所定のものに入学者選抜手数料として300円の山形県収入証紙を貼り、消印しないこと。

(2) 調査書

全日制及び定時制の課程に同じ。ただし、中学校卒業後5年を経過した志願者については、中学校の卒業 証明書をもって、調査書に代えることができる。

(3) 提出期間

令和3年3月1日(月)から同月22日(月)午後4時までとする。ただし、欠員のあるときは、この期間を過ぎても受け付けることができる。

4 選考及び合格者の発表

入学者選考は、学力検査を行わず、調査書等を主な資料として行い、必要に応じて面談、作文、自己申告書等も選考の資料に加えることができるものとする。

- (1) 面談及び作文の実施方法等は、各高等学校長が別に定める。
- (2) 合格者の発表は、令和3年3月26日(金)までに行う。3(3)に掲げる期間を過ぎて受け付けた者については、その都度行う。
- 5 その他
  - (1) 細部については、令和3年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。
  - (2) 出願に必要な書類は、志願先高等学校長に提出する。

# 別記3

## 令和3年度山形県立特別支援学校の高等部入学志願要項

# 1 志願資格

次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
  - イ 令和3年3月に中学校、特別支援学校の中等部又は義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程(以下別記3において「中学校」という。)を修了(以下別記3において「卒業」という。) する見込みの者
  - ロ 中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者
  - ハ 中学校又は学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)第1条の規定による改正前の学校教育法に基づく盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を卒業した者
  - ニ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者
- (2) 学校教育法施行令 (昭和28年政令第340号) 第22条の3に該当する者であること。ただし、高等部のみを置く特別支援学校及び新庄養護学校高等部就労コースにおいては、知的発達の遅滞があり、就労を目指す教育課程を履修できる者とする。
- 2 入学者の募集

入学者は、学校ごとに募集する。募集期間、入学定員及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項 に示す。

- 3 入学志願及び調査書等の提出
  - (1) 入学志願は1人1校とする。
  - (2) 入学願書は、在籍又は出身の中学校、特別支援学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消した、締切前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。

なお、高等学校及び特別支援学校の高等部に在籍のまま志願する者は、在籍校長の志願承諾書を添えて提出すること。

- (3) 調査書等は、入学願書を経由する校長が作成し、前号の書類とともに、志願校に提出すること。
- 4 選考日時及び会場

各学校の入学者募集要項に示す。

- 5 選考方法
  - (1) 選考は、各特別支援学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。
  - (2) 各特別支援学校長は関係学校長から送付された調査書等、学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果により、総合的に検討し、入学者を判定する。
  - (3) 学力検査を実施する場合、検査問題は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領及び関係学校における教育のねらいに基づいて出題する。
- 6 合格者の発表

各特別支援学校長は、選考後速やかに当該校において合格者の発表を行う。志願者の在籍又は出身学校長に 通知するとともに、志願者に選考結果を通知する。

7 その他

細部については、志願校に問い合わせること。

#### 別記4

令和3年度山形県立山辺高等学校専攻科(看護)入学志願要項

1 志願資格

山形県立山辺高等学校看護科を令和3年3月卒業見込みの者とする。

2 出願期間

令和3年1月25日(月)から同月29日(金)正午まで

3 提出書類

学校所定の入学願書

入学者選抜手数料は要しない。

4 選抜

卒業の判定をもって行う。

5 合格発表

令和3年2月12日(金)正午予定

6 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、志願校に問い合わせること。

## 別記5

令和3年度山形県立特別支援学校の高等部専攻科入学志願要項

1 志願資格

次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
  - イ 高等学校又は特別支援学校の高等部を令和3年3月卒業見込みの者
  - ロ 高等学校又は特別支援学校の高等部を卒業した者
  - ハ 高等学校又は学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)第1条の規定による改正前の 学校教育法に基づく盲学校又は聾学校の高等部を卒業した者
  - ニ 文部科学大臣の定めるところにより、ハに掲げる者と同等以上の学力があると認められた者
- (2) 学校教育法施行令第22条の3に該当する者であること。
- 2 入学者の募集

入学者は、学校ごとに募集する。募集期間及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に示す。

令和2年10月27日(火曜日)

- 3 入学願書及び調査書等の提出
  - (1) 入学願書は、在籍又は出身の特別支援学校、高等学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、締切前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。

なお、大学等に在学のまま志願する者は、在学する学長等の志願承諾書を添えて提出すること。

- (2) 調査書等は、入学願書を経由する校長が作成し、前号の書類とともに志願校に提出すること。
- 4 選考日時及び会場

各学校の入学者募集要項に示す。

- 5 選考方法
  - (1) 選考は、各特別支援学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。
  - (2) 各特別支援学校長は関係学校長から送付された調査書等、学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果により、総合的に検討し、入学者を判定する。
  - (3) 学力検査の問題は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領及び関係特別支援学校(視覚障がい又は聴覚障がい)の高等部専攻科における教育のねらいに基づいて出題する。
- 6 合格者の発表

各特別支援学校長は、選考後、当該校において合格者の発表を行う。

7 その他

細部については、志願校に問い合わせること。

